



併史部
 菊水文庫
 三四號

校訂
 因明大意
 雲英晃耀著
 全



雲英晃耀著

校訂 因明大意

版權所有 著者藏版



○宗因喻三支作法圖

同喻合作法先因後宗 助

諸獨立帝國者皆見_ト得_レ以_テ其國律處犯其國律外國人_ト

喻躰

猶如魯國

喻依

宗

所立

日本等者 得_レ以_テ其國律處犯其國律外國人_ト

躰

義

因能立

獨立帝國故

正

喻

諸非得_レ以_テ其國律處犯其國律外國人者皆見_ト非獨立帝國_ト

喻躰

猶如英領印度等

喻依

異喻離作法先宗後因

止濫

校因明大意

○西洋ロジック第一例圖

似テ非ナル者ハ

郷宗躰愿宗躰ハ

故ニ郷愿宗躰ハ

真宗義ヲ賊因フ者ナリ

似テ非ナル者ナリ

真宗義ヲ賊宗義フ者ナリ

○同 第二例圖

温良因ナル者ハ

或ル太郎宗躰ハ

故ニ或ル太郎宗躰ハ

愛宗義ラシイ

温良因ナリ

愛宗義ラシイ

訂校 因明大意

三河 雲英晃耀著

因明とい何ぞや云く印度の議論法是れなり其
 の法とるや論者ガ論壇の登りて巧の他の論者
 の宗義を碎破の自己の宗義と成立の自悟の他
 の兩益を得る貴重の法よして議論者の所謂金
 科玉條のあり此法も今と距ること一千二百廿二
 年人王第三十七代
 孝徳帝白雉四年の南都元興寺の僧道昭入唐の
 て唐朝慈恩寺の僧玄奘の之を相承のて本朝

傳來せり且つ傳通縁起よ云く延喜十四年
 醍醐帝東大寺の圓超僧都よ詔して因明章疏の
 目錄を撰むむ又と瑞源記よ云く延長四年南
 都七大寺よ詔して碩徳の學師等をして纂文を
 訂正し是非を考覈せしむ又と因明大疏の跋よ
 云く左府賴長久壽二年の冬より保元元年夏よ
 至るまで菩提院の藏俊贈僧正を師として因明
 を學習し志をく質問せり又と大日本史の列傳
 よ云く左府賴長因明を惠曉よ受けて才名日よ
 著ると今ま書史の載せる所よ據れば古の帝王

大臣率ね皆な之を講學し之を貴重すること如
 此當時因明法の盛み行はる亦た以て徴する
 小足れり已上 摠論
 ○因明法よ宗因喩の三支立量と云ふことあり
 先づ宗とて何を何あるべしと自己の宗義を掲
 ぐるを云ふ宗に主尊せるの義よして主として
 尊び之を成立せんと欲する違他順自の宗義を
 云ふ此の一宗中よ於て前よ何いと云ふ論を
 る所の體あり後よ何あるべしと云ふ乃ち其
 の論むる所の義あり次よ因とい何々の故よと

宗義の決定事故を掲ぐるを云ふ
 のこと後小喻とも何々の如しと例證を掲ぐる
 ありと云ふ證の比喩即ち例證とひ何の何たるべし
 と自己の宗義を掲ぐと雖も其の決定の事故あ
 きときい成立せること能はざる因りて何々の故
 小と云ふ因を次小掲げ彼の論者をして初めて
 何の何あるべしと云ふ宗義の所以を略不瞭解
 することを得せしむ然る小何の何の故は何か
 するべしと宗義の所以を略不瞭解することを得
 せしむと雖も未だ何の何あるべき宗義明瞭か

らば仍て次小喻の例證を掲げて何々の如しと
 云ふ自他の熟知する現在の事を掲ぐるときは
 縦ひ非常の剛復僻論の徒と雖も一言下小之小
 服せざるを得ず是れ小由りて之を觀れば不服
 の者をして容易小服せしむることを得るの喻
 の例證小及ぶ者あり彼の西洋のロジック論理
 法に何ある者の何あり何を何ある者あり故
 何の何ありと三段小言を掲ぐ之を因明の宗因
 喻小比較する小たゞ宗因の二のみを論じて
 の一を論及せば今ま試み之を對論せん彼の第

一段は何ある者にとて因あり何ありとの宗の
 義あり第二段は何ありとの宗の體あり何ありと
 亦と宗の義あり事を擧げて指さるに似て非あ
 る者の因真を賊ふ者あり宗之郷愿の宗之似て
 非ある者あり因故郷愿の宗之真を賊ふ者あ
 り宗之又と温良ある者の因愛らるに義宗之太
 郎の宗之温良あり因故郷愿の宗之愛らるに義
 宗之是れ皆口ジツク家が論ずるところを因を先
 ち然らば第一ふ宗を擧ぐ是れ自己の愛樂して
 ち然らば第一ふ宗を擧ぐ是れ自己の愛樂して

成立せんとする宗義を掲げん為あり第二ふ因
 を擧ぐ是れ自己の宗義を成立する決定道理の
 事故を掲げん為なり第三ふ例證の喩を擧ぐ是
 れ決定道理の事故ふ因りて自己の宗義を成立
 すべきことを明瞭あらん為あり彼の口ジツ
 クの如き三段の言を立つれども因明の比較
 するは宗因の二支のありて喩の一支措きて
 論ぜず到底彼れ自ら論理術と名くと雖も因
 明より之を觀れば獨り自ら真理を究むる法ふ
 して順自違他して他の論者ふ對して自己が宗

義を主張し成立する論議の法は非ざれば究理
術といふべし論理術といふべからざるは故
ふ他の論者をして自己の宗義を了解せしむる
爲の比喻を用ふるに及むず是れ全く自悟の
法にして悟他の法は非ず畢竟究理術にして論
理術は非ざるは今我が法は則ち純眞の論理術
にして自悟の他二益を備具すれば必ず比喩
を擧げざるを得ず若し比喩を擧げざれば無
の闕過となりて宗義を成立すること能はず何
とあれは郷愿の宗之眞を賊ふ者あり義宗之似て

非あるが故に因の宗と因とのミよて他の論者
が若し服せざるときに到底議論に墮負せざる
ことを得ず故に此法の之は券の如しと云ふ例
證を擧げて示し又と太郎の宗之愛らしい義宗之
温良なるが故に因の宗と因とのミよて他の論
者が了解せざるときに之は二郎の如しと云ふ
例證を擧げて示す券の似て非あるが故に苗の
眞を賊ふ如く郷愿も似て非あるが故に君子の
徳を賊ふ又と二郎の温良也愛らじきが如く
太郎も温良あるゆゑに愛らじいと縷の華を貫

如く成立するときは縦ひ非常の剛愎論の
 徒と雖も容易小之に服すべし抑も我が大日本
 も獨立の帝國あり萬國之を拒む者無るべし然
 るに聞く所小據れば我が日本人が彼の英佛
 各國に在りて其の國律を犯せば其の國律小倨
 りて處置もべき權限を有せりと雖も彼の英佛
 各國の人民が我が日本に在りて其の國律を犯
 すときは日本國の國律を以て處置する權限を有
 せば唯と護送して其の國の領事小引き渡すの
 一同ト獨立の帝國よても魯國ハ犯律の外國人

處置もべき權限を有せりと豈小不公平の極
 小非むや苟も愛國の志操あるもの誰う之を慨
 嘆せざらん故小我が日本人民ハ魯國の如く國
 律を犯す外國人を處置する權限を日本政府小
 有ればべき議論を主張せずばあるべららば今ま
 此の議論を主張する小因明の作法を用ふれむ
 其の理明瞭あり請ふ之を縷解せん日本人民英
 佛等の政府小對して立量して云く日本等宗之
 可得以下其國律處犯其國律外國人宗之獨立帝國
 故因猶如魯國同猶如英領印度等之と合作法

すれど諸獨立帝國者皆見可下得其國律處犯其
 國律外國人猶如魯國又之離作法を離れ諸
 非可得以其國律處犯其國律外國人者皆見非獨
 立帝國猶如英領印度等然も因と同喩と異喩
 との正助止濫として乃ち其の持論の宗義を成立
 する所以事故となる者い因あり同喩とい因を
 助けて宗義を成立する者あり異喩とい濫を止
 むる者あり故も今も本量の如き獨立帝國故の
 因も彼の英佛政府が日本帝國不在る自國の
 人民が日本の律を犯し、とき日本國の律を以

て處置せらるることを共許せられ魯國の同喩
 を舉ぐるも及ばず若し共許せざるときは魯國
 を例證として諸獨立の帝國なる者も皆も其
 の國律を以て其の國律を犯す外國人を處置す
 ることを得べし猶も魯國の如しと縷の華を貫
 く如く連合して成立せられ條理上も英佛等
 と雖も拒むことを得べし是れ全く表面よ
 り宗義を成立するあり又も同喩の魯國を擧げ
 ても獨立帝國故の因も若し宗異品の英領印度
 等も關係するときは本因も共不定の過ありて

定めて一宗を成立せしむること能はざらば故に異諭の
 離作法の諸國の國律を以て其の國律を犯す
 外國人を處置することを得べき非ざる者ハ
 皆ハ獨立の帝國ハ非ざると見よ猶ハ英領印度等
 の如シ英領印度ハ獨立の帝國ハ非ざる故ハ其
 の國律を以て其の國律を犯す外國人を處置す
 ることを得べき非ざる然ルハ日本等ハ獨立の
 帝國ふるガ故ハ魯國の如ク其の國律を以て犯
 律の外國人を處置せしむることを得べしと濫を止
 むる爲ハ反顯して裏底より宗義を成立せしむるハ

り斯の如ク表裏二邊より成立せしむるときは持論
 の宗義ガ鐵壁の如ク堅固小して容易ハ破壊せ
 ざるなり如此同異二諭を擧げて合離の作法を
 するハ正作法あり若シ略せしむる合離の作法ハ
 及むばたハ如魯國如英領印度等の同諭と異諭
 とを擧ぐるの如く可あり又ハ此の二諭中ハ
 於て英佛政府ガ已ハ同諭を解せば異諭の如ク
 説くべし已ハ異諭を解せば同諭のみを説くべ
 し必ズしも二諭を備具せずとも可なり若シ英
 佛政府ガ獨立帝國故の因の如きを聞きて不公不

平なることを領解し能く本量の宗義を共許せ
 れば同異二喻を出すも及ばず然れども若し
 此の因故のいふて共許せざるときも同異二喻
 を出し且つ合離の作法をあり條理を以て彼れ
 と詰服せ令むべし之を因明の道理とす○問ふ
 立論者日本人民あり然るも日本等と云ふは
 何ぞや答ふ等とい支那等の獨立帝國にして其
 の國律を以て外國人を處置する權限を有せざ
 る國を等とす因明の法として立量の言上は諸
 の過失を離れんことを要す若し立量の言上は

少の過失を犯せむ宗義成立せず因りて等の
 字を用ひて支那等の獨立帝國の日本も同き國
 を宗の體も等せざれむ支那が宗異品の異喻も
 入る然るも獨立帝國故の因が支那等の異喻も
 關係して日本帝國が其の國律を以て其の國律
 を犯す外國人を處置することを得べしと成立
 するも能はず何よとふれば魯國の如きや獨
 立の帝國あるが故も其の國律を以て其の國律
 を犯す外國人を處置することを得るとやせん
 又た支那等の如きや獨立の帝國あるが故も其

の國律を以て其の國律を犯す外國人を處置せ
ることを得る不非むとやせんと云ふ共不定の
過を犯して定めて一宗義を成立せること能
ざるあり故ふ支那等を宗の體小等ざる不定
の過を避けん爲あり○問ふ本量小英領印度等
を異諭小出ま何ぞ答ふ印度の地方小よりて
を獨立國と稱する所もあり之を簡びて英領印
度と云ふ英領印度の英の屬國なれを獨立の帝
國小非む故ふ其の國律を以て其の國律を犯す
外國人と處置せざる權限あり故ふ今一宗義の

異諭とす等とを自餘の英佛等の屬國を等取す
○問ふ本量の同諭小魯國を出して英國を出さ
ざる何ぞ答ふ現行の地誌小依れむ英の獨立
の王國と云ふべし獨立の帝國といふべし
む王國と帝國と原より區別ありて同一視せべ
らば若し英國を同諭小出まとき英も獨立
の王國小して其の國律を以て其の國律を犯す
外國人を處置せざる權限あれは宗同品の義あり
れども獨立帝國故の因が關係せずして不共不
定の過を犯す不共といふ獨立帝國故の因が同諭

の英國えいこくも異い諭いんの英領印度えいりやういんども共とも小關係せうくわんせざる
 ことあり譬たとへへ山野やまの小艸木せうしよくあり的てき屬ぞくする所ところ
 あり甲が伐り取れむ甲がの所有しゆりやうとある然しかるよ甲が
 の私有しゆりやう非ひざれむ甲がも伐り取ること能あたるば又また
 た乙が伐り取れむ乙がの所有しゆりやうとある然しかるよ乙がの
 私有しゆりやう非ひざれむ乙がも伐り取ること能あたる何なにれ
 とも定さだまらざる如ごとく獨立帝國どくりつていこく故ゆゑの因ゆゑ同異二諭どうい二いん
 何なにれも攝屬せつぞくせざれば若ごとく之これが同諭どういんの英國えいこく
 小攝屬せつぞくせざれば日本等にっぽんらうの其その國律こくりつを以もつて其その國
 律りつを犯とがす外國人がいこくにんと處あはさるることを得えべしと云いふ

宗義しゆぎを成なげることふある然しかるよ同諭どういんの英國えいこくも
 攝屬せつぞくせざる故ゆゑ此この因ゆゑを以もつての英國えいこくの如ごとく外
 國人がいこくにんを處あはさることを得えべしと定さだまらず若ごとく
 之これが異諭いんの英領印度えいりやういんども攝屬せつぞくせざれば立論者りつろんしや
 の宗義しゆぎの反對たいひとありて日本等にっぽんらうの其その國律こくりつを以もつて
 て其その國律こくりつを犯とがす外國人がいこくにんを處あはさることを得えべ
 き非ひぞと云いふ宗義しゆぎを成なげることよある然しかる
 よ異諭いんの英領印度えいりやういんども攝屬せつぞくせざる也なり此この因ゆゑを
 以もつての英領印度えいりやういんどの如ごとく外國人がいこくにんを處あはさることを
 得えべき非ひぞと定さだまらば何なにれを成なするとも

一定なること能はざる不定の過あり故に英國
 の同諭ふ出すべからば○問ふ然らば本量も若
 佛國と同諭ふ出さむ如何答ふ佛國の時々政
 體の變ざる國あれども今時ハ協和政治の國
 り然れば縦ひ宗同品の義ありとも獨立帝國故
 の因同品の義あり同諭とふすべからば○問ふ
 本量ふ日本等と云ふ等の中ハ魯國を該せば如
 何答ふそれにてハ彼の敵者たる英佛等が魯國
 の獨立帝國にして其の國律を以て其の國律を
 犯す外國人と處置する權限を共許するが故よ

宗義ふ於て一分相符の過を犯す日本と支那と
 魯國との三國の中日本支那の一分ハ其の權限
 を英佛等が共許せぬ故に一分ハ不許して不相
 離の宗體とあれども魯國の一分を自他共許す
 る故に一分相符とふる相符といハ自他本より共
 許のことと更ふ成立する過あり又之を虚功
 の過とも名づく所謂勞して功あり因りて三種
 を區別し其の大意を明解せん一ハ獨立にして
 帝國ハ非ず英米佛の如きは是あり米國と佛國と
 獨立あれども協和政治なり又た英國ハ獨立

されども王國あり二も獨立ふして而も帝國ふ
 り日本支那魯國日耳曼の如きは是あり三も獨立
 ふも非ず帝國より非ず英領印度等の如きは是ふ
 り世界萬國中帝國ある者を必ば獨立ある故ふ
 帝國ふして獨立ふ非ざると云ふ句も立たず○問
 ふ本量の同異二喻を交換して英領印度を同喻
 とし魯國を異喻とせば如何答ふ同喻の英領印
 度が能立の因と所立の宗とを俱よ成ぜざる故
 ふ俱不成の過を犯す何人とされを英領印度の
 英の屬國ふして獨立の帝國ふ非ざれば獨立帝

國故の能立の因を成ぜず又英領印度の其の
 國律を以て其の國律を犯す外國人を處置する
 權限を有せざれたる所立の宗義をも成ぜば故よ
 俱不成の過とありて合作法すべからば又た異
 喩の魯國ふ俱不遣の過あり異喩といふ宗と因と
 の裏底ふかりて宗と因とを遮遣して裏底より
 成する者あり然るふ魯國を却て其の國律を以
 て犯律の外國人を處置する權限を有すれば所
 立の宗を遮遣せば又魯國の獨立の帝國ふれ
 ば能立の因をも遮遣せば所立能立俱不遣の過

とありて亦た離作法すべりらば故小同異二喻
 と交換すべりらば本量の如く二喻と掲ぐべし
 ○問ふ若し英佛政府より其刑法残酷故の因を
 以て本量小反對して日本者非可許以其國律處
 犯其國律外國人の宗義を成立せば因明の違決
 掛論水とまりて竟小本量の宗義を成立するこ
 とを得ざるべし答ふ其刑法残酷故の因は彼の
 英佛政府の許せども我が日本人民之を許さ
 ば一許一不許の因なる故小他隨一不成の過と
 犯して因が因よ成らば由りて宗義を成立する

こと能まば本量の獨立帝國故の因は然らば彼
 の英佛政府と雖も既小共許すれば乃ち宗義を
 成立することを得るあり○問ふ本量よ於て以
 其國律の四字を刪除せむ如何答ふ此の四字を
 まときい若し英佛若し魯日本支那等何の國の
 法律を以て處置することあるや知ることを得
 べりらば此の四字あるを以て前の宗の體は舉
 ぐる日本支那兩國中何れふても其の國の法律
 を犯せば其の國律を以て外國人を處置するこ
 とが分明あり總べて因明の簡別を要とす

妄り小刪除すべからず○問ふ本量中犯其國
 律の四字を刪除せむ如何答ふ若し犯其國律の
 四字を刪除せむ法律を犯さざる無罪の外國人
 まてと刑法に處置することふありて日本に却
 て殘酷の國と云いざるを得ば豈ふそれ然らん
 や因明の言を體とすれむ一字の加減も忽せよ
 すべからず○問ふ以上陳述する所小由れむ因
 明の三支建立ふて喻支を用ふる故は條理と議
 論の彼の剛愎僻論の徒をして一言下小服せ令
 むる小於て其の法の貴重なる洵は議論の金

科玉條といふべし豈よ西洋のロジックと同日
 よして論ずべけんや然る小因明小過と名けて
 之れを避くべき者幾種ありや多種の過と立つ
 る故小此れは支吾一彼れは支吾一規則小束縛
 せられて自在小立量することを得む又た其の
 過を犯せらる縦ひ議論小勝利を得るとも因明
 と云ふべからざるう答ふ過小二類あり一と似
 能立の過これの自の宗義と善く立むること能
 えざるの過ふして所謂三十三過是れあり二の
 似能破の過これ他の真能立と破するの過小

して所謂十四過類是れあり又た因明正變の
二則ありて正則の因明ふての三十三過十四過
類を悉く離れて無過圓満は立破する萬代不易
の立量あり是れを碎邪因明と云ふ又た變則の
因明ふての縦ひ立量上少く過失ありともそ
れを顧視せば彼の論者は對して臨機應變は三
支作法の立量と以て當位即妙論劍鋒の觸る
ところ誰れも辟易せざらん是れを引信因明と
云ふ苟も三支作法と以て議論ふ勝利を得れば
即ち因明あり豈に因明は非ずと云ふべけんや

此の二則中正則の因明未だ學び得むとも變
則の因明は必ず識得すべし若し此の法と識得
すれを議論ふ通達すること更に余が言を俟た
ず今日普通の公用文を記するが如きも因明を
以て宗義を成立すれを自ら立義上小確乎たる
公理を得べし是れ偏へ小因明法の實益と言へ
ざるを得ず故小其の大意を略解し普く世上の
人小告ぐる耳其の廣く活用する小至りての僅
小小冊子の盡すべき小非ず予別小著す所の因
明活眼小就て見るべし

訂正 琳大意

明治十七年三月訂於東京寓居

明治十四年十月十九日版權免許
全 年十二月 出版
全 十七年五月八日再版御届
全 年全月 出版

定價金拾五錢



著者兼
出版人

愛知縣平民

雲英晃

耀



東京府日本橋區小網町
四丁目三番地寄留

校目月之

十七

訂因明大意

發兌書肆

新	金	長	同	名	橫	大	西	同	東
瀉	澤	崎		古	濱	坂	京		京
				屋					
小	益	鶴	片	丸	丸	叢	西	北	丸
林	智	野	野	善	善	書	村	畠	屋
次		常	東	支	支		九	茂	善
郎	館	造	四	店	店	閣	郎	兵	七
			郎				右	衛	
							衛	門	



